

平成 24 年 3 月 30 日

航空局安全部

## 小型航空機を用いた航空運送事業に関する技術規制の基本的な考え方

## 1. 背景及び概要

業界団体から、ビジネスジェット機の利用を促進するため、ビジネスジェット機によるチャーター事業について、米国基準を参考とした包括的な運航・整備基準を導入することが要望されている。

また、「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）において、ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直しとして、「小型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る参入基準及び運航・整備基準につき、国際民間航空条約附属書に定められた国際標準への適合を前提とし、米国の基準を参考とした包括的基準を導入することを検討し結論を得る」ことが決定されている。

今般、これらの要望及び閣議決定を踏まえつつ、小型ジェット機を含む小型航空機を用いた航空運送事業の国内外での競争力を強化し、当該事業の発展と利用者利便の向上を図る観点から、我が国の小型ジェット機を用いた航空運送事業（チャーター事業）の技術規制を見直し、輸送の安全性を確保した上で、米国の技術基準（連邦航空規則（FAR）Part 135）を参考とした包括的な基準の策定を検討することとした。

この際、航空の安全に係る技術規制は、国際民間航空条約附属書に定められた国際標準に準拠すべきものであることから、包括的な基準の導入に当たっても、国際標準への適合が前提となる。

## 2. 基本的考え方

## (1) 小型ジェット機による航空運送事業（チャーター事業）に関する技術規制の考え方

## ① 包括的基準の導入について

我が国において現在運航されている小型ジェット機の大多数は米国製である。また、世界の小型ジェット機も、米国で製造・保有されているものが大半を占めている。これらの航空機は、同国の技術規制に基づき設計・運航がなされ、米当局による同技術規制に基づく安全運航に対する多年にわたる指導・監督実績があり、航空事故の発生状況に着目した場合、米国の小型航空機によるチャーター事業における事故発生率は世界全体と比較して十分に小さい。資料①参照

以上を踏まえ、米国連邦航空規則（FAR）Part 135 を参考に我が国基準を見直すこととし、客席数30席以下かつ最大有償搭載量（以下「最大ペイロード」という。）3400キログラム以下の小型ジェット機を対象とした、包括的な基準の策定を行うこととする。[資料②、資料③参照](#)

なお、対象となる「チャーター事業」の運航形態については今後検討を行う。

小型ジェット機を用いた航空運送事業（チャーター事業）に関する規制区分見直し案

現行の規制区分の 対象飛行機	規制区分の見直し案の 対象飛行機
最大離陸重量 5700kg 超	客席数 30 席超 最大ペイロード 3400kg 超
最大離陸重量 5700kg 以下	客席数 30 席以下 最大ペイロード 3400kg 以下

注：対象となる運航形態については今後検討

## ② 検討に当たっての留意事項

我が国の小型ジェット機に関する包括的な基準の内容を検討するに当たって、留意する事項は以下のとおり。[資料④参照](#)

- ・ 現行の大型飛行機を用いた我が国の航空運送事業に関する技術規制との整合性
- ・ 米国の技術規制の導入による規制の強化に繋がる場合の取扱い
- ・ 米国と我が国の規制体系、運航環境等の相違
- ・ 米国以外の諸外国の技術規制の状況

## (2) 上記（1）以外の小型航空機による航空運送事業に関する技術規制見直しの考え方

小型航空機を用いた航空運送事業は、小型ジェット機を用いた航空運送事業（チャーター事業）だけでなく、使用する航空機の種類・型式も多岐にわたり、定期航空運送事業にも及ぶものであることから、(1)と同様の考え方に基づき、小型航空機に係る航空運送事業全体の技術基準の見直しを行うこととする。[資料](#)

[②、資料⑤参照](#)

## (3) 見直しの進め方

業界からの要望を踏まえ、小型ジェット機による航空運送事業（チャーター事業）の分野の見直しから着手することとし、その後、回転翼航空機やプロペラ飛行機を用いた航空運送事業の分野の見直しを順次行うこととする。[資料⑥参照](#)